

許可番号 第03414005072号

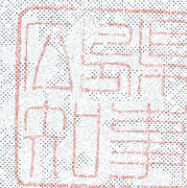
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1  
氏名 株式会社 エスプレス大分  
代表取締役 尾形 嘉博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 令和3年4月4日  
許可の有効年月日 令和10年4月3日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

## 産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管は含まない。】

ゴムくず、がれき類及び産業廃棄物処理物（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (ア) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 2.0㎡ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） 2.0㎡ 屋内保管
- (イ) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 16.0㎡ 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。） 16.0㎡ 屋内保管
- (ウ) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 1.25㎡ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） 1.25㎡ 屋内保管
- (エ) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 3.0㎡ 金属くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） 3.0㎡ 屋内保管
- (オ) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 1.25㎡ 繊維くず（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。） 1.25㎡ 屋内保管
- (カ) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 1.25㎡ 紙くず（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。） 1.25㎡ 屋内保管
- (キ) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 1.25㎡ 木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） 1.25㎡ 屋内保管
- (ク) 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1 2.75㎡ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） 2.75㎡ 屋内保管

- |     |  |  |  |      |
|-----|--|--|--|------|
| (ケ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>有ばいじん等であるものを除く。)                       | 5.75m <sup>3</sup><br>5.75m <sup>3</sup> | 汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有)                                     | 屋内保管 |
| (コ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>を除く。)                                  | 1.25m <sup>3</sup><br>1.25m <sup>3</sup> | 燃え殻 (水銀含有ばいじん等であるものを除く。)                                   | 屋内保管 |
| (サ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>を除く。)                                  | 0.75m <sup>3</sup><br>0.75m <sup>3</sup> | ばいじん (水銀含有ばいじん等であるものを除く。)                                  | 屋内保管 |
| (シ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>を除く。)                                  | 0.75m <sup>3</sup><br>0.75m <sup>3</sup> | 銹さい (水銀含有ばいじん等であるものを除く。)                                   | 屋内保管 |
| (ス) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>有ばいじん等であるものを除く。)                       | 11.5m <sup>3</sup><br>11.5m <sup>3</sup> | 廃酸 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有)                                     | 屋内保管 |
| (セ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>有ばいじん等であるものを除く。)                       | 5.75m <sup>3</sup><br>5.75m <sup>3</sup> | 廃油 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有)                                     | 屋内保管 |
| (ソ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>有ばいじん等であるものを除く。)                       | 3.0m <sup>3</sup><br>3.0m <sup>3</sup>   | 廃アルカリ (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有)                                  | 屋内保管 |
| (タ) | 広島県安芸高田市向原町戸島字具路881番地1<br>らのうち水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) | 1.75m <sup>3</sup><br>1.75m <sup>3</sup> | 燃え殻、汚泥、銹さい及びばいじん (これらのうち水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) | 屋内保管 |

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年4月14日 更新許可 (優良認定)  
 令和5年1月27日 氏名の変更  
 令和6年12月10日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。